

エゾシカ緊急対策期間の設定について

令和6年1月10日
環境生活部自然環境局野生動物対策課

道では、エゾシカの生息数や農林業被害の増加を踏まえ、エゾシカ対策推進条例(平成26年制定)に基づき、次のとおり「エゾシカ緊急対策期間」を設定し、捕獲対策等の強化に取り組んでいきます。

1 背景

- エゾシカの推定生息数は、平成30年度には65万頭まで減少したが、令和4年度には72万頭に増加。
- エゾシカによる農林業被害も令和元年度には、38億円まで減少したが、令和4年度は48億円に増加。
- エゾシカによる交通事故、列車運行支障とも、令和4年度に過去最多となるなど深刻な状況。

図1 【推定生息数、農林業被害、捕獲目標等の推移】

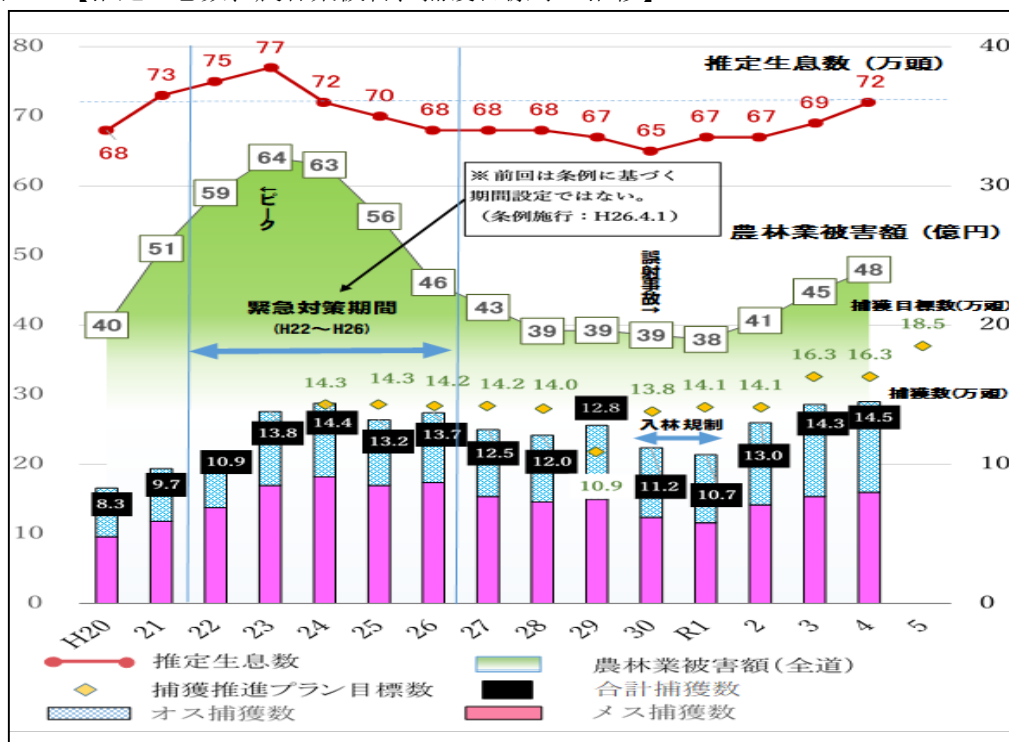


図2 【交通事故発生件数の推移】

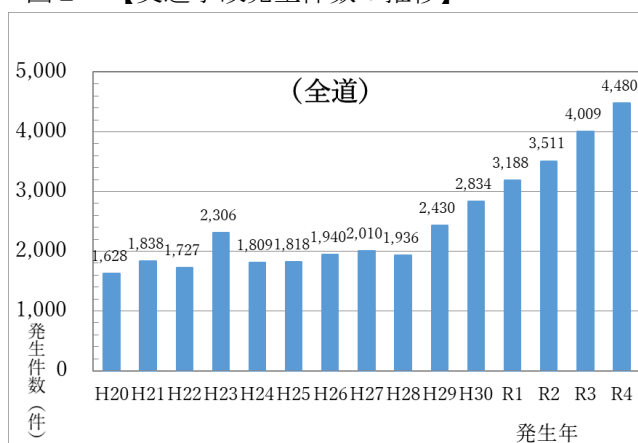
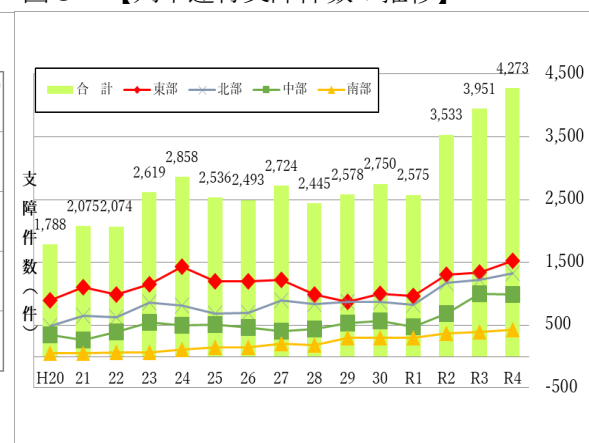


図3 【列車運行支障件数の推移】



2 設定根拠

北海道エゾシカ対策推進条例第9条第1項【抜粋】

道は、道内においてエゾシカの生息数及びエゾシカによる農林業に係る被害が著しく増加し、緊急にエゾシカの捕獲等の措置を強化する必要があると認めるときは、当該措置を強化する期間を緊急対策期間として設定し、エゾシカの捕獲等の実施主体その他関係する機関及び団体と連携協力して、エゾシカの捕獲等を重点的に推進するものとする。

3 設定期間

条例施行規則では「3年を超えない範囲内で設定するものとする。」と規定されていること、生息数や農林業被害を減少させるためには相応の期間を要すると考えられることから、設定期間の上限となる令和6年1月から令和8年12月までの3年間を緊急対策期間として設定。

4 対策の強化

- 国では、平成25年度からシカの捕獲強化対策に取り組み、令和5年度末に平成23年度比で、生息数を半減する目標を掲げてきたが、その達成が難しい状況となり、強化対策を5年間延長して、更なる捕獲を強化。
- 道としては、これまでの捕獲対策に加え、令和6年1月以降、国のシカの集中捕獲に対する補正予算を活用した捕獲の強化や、道の地域づくり総合交付金による新たな冬期間のメスジカの捕獲を強化。
- 令和6年度以降においても、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金など、国の施策を最大限活用し、更なる捕獲の上積みを図る。